



災害発生時の安否確認の仕組み「地域のたすけ

もしもの災害に備

地域のたすけあいネットワーク（地域の手）とは

高齢や障害などにより、災害が発生したときに自力での避難や避難生活が難しい方に対して地域の方々の協力のもと、安否確認等を実施する制度です。

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地域内での助け合いが、救助活動や被災者の生活維持等に大きな役割を果たしました。
- 当制度は、災害発生時の避難や避難生活に不安がある方で、自宅にお住まいの方であれば、どなたでも登録することができます。



登録の3つのメリット

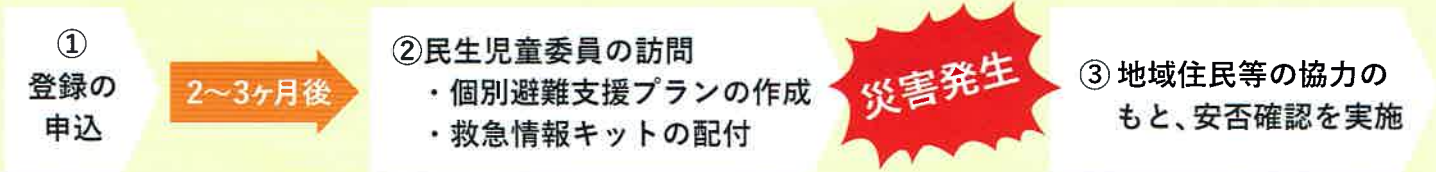
メリット①
 申込書の情報をもとに区で名簿を作成し、災害時にあなたの安否確認に活用します。

メリット②
 民生児童委員が訪問し、聞き取りを行いながら、災害に備えた計画を作成します。

メリット③
 作成した計画を収納し、救急時・災害時に活用する救急情報キットを配付します（詳細は裏面）。



申込後の流れ



お申し込みは

- 【対象】 高齢や障害などにより、災害時の避難に関する支援を必要とし、自宅で生活している方（年齢や介護・障害による要件はありません）
- 【申込方法】 申込書をご記入の上、受付窓口にご提出ください。
郵送での申込みや、ご家族や担当のケアマネジャーによる登録代行も可能です。
- 【受付窓口】 杉並区保健福祉部管理課地域福祉係（区役所西棟 10F）
杉並福祉事務所（荻窪・高円寺・高井戸）
ケア24（地域包括支援センター）（区内 20 か所）

地域の手 申込書 [検索](#)

申込書は受付窓口にもありますが、杉並区ホームページからダウンロードすることもできます。

トップページ>申請書サービス>防災・防犯>災害時の助け合い>地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録申し込み書

お問い合わせ

杉並区保健福祉部管理課地域福祉係 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話 3312-2111（代表）内線 3087・3088 / FAX 5307-0774

えて登録しませんか？

地域で支えるネットワークづくり

もしもの時に役立つ地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の仕組み

災害発生時に自力での避難や
避難生活が困難な方

①
登録申込

申込書の情報から区が名簿を作成

②
情報提供

情報共有

- 民生児童委員
- 震災救援所運営連絡会
- 警察署 ○ 消防署
- 消防分団

③
情報活用

平常時の活用方法

- 民生児童委員による
「個別避難支援プランの作成」
- 震災救援所運営連絡会による
支援体制づくりなど

④
災害発生時

震災救援所運営連絡会の協力のもと、
安否確認、避難生活の支援を実施



- 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）は、平成26年4月に改正された災害対策基本法に基づく事業として位置付けられています。
- 登録者から収集した個人情報は、「杉並区個人情報保護条例」に基づき、厳正かつ適切に管理します。
- 「震災救援所運営連絡会」とは、地域の町会、自治会などの協力で、震災救援所（区立の小・中学校等）において、災害対策のために組織されている連絡会です。

災害から身を守り、安心して生活を続けるためには、「自助」も大切です。
日頃から、各家庭で非常持ち出し品の準備、避難先やご家族との
連絡方法の確認などの備えをしておきましょう。

地域のたすけあいネットワーク(地域の手)制度に登録された方へ救急情報キットを配付しています

救急情報キットは、災害発生時だけでなく、救急時も活用できます。

意識が無くなってしまっても、救急隊等が救急情報キットを確認することで、避難先や搬送先の病院等で病状や配慮すべき事項を把握しやすくなります。

また、普段飲んでいるお薬がわかるものを収納しておくことで、お薬の名称がわからなくても、かかりつけ医以外の病院で必要なお薬の把握がしやすくなります。



救急情報キット

災害時の安否確認のしくみが実際に他自治体で役立っています

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、事前に各自治体の安否確認制度に登録した方について、複数の自治体で地域団体等の協力により安否確認が実施されました。

災害発生前から安否確認のための名簿を地域で共有していたことで、4時間で約13,000名の安否確認を実施できた自治体も報告されています。



災害に備えた杉並区の取り組み

他にも様々な防災対策事業があります

区では、災害発生に備え、以下の事業を行っています。各事業の詳細は、各担当へお問い合わせください。

家具転倒防止器具の取付

地震災害に備えるため、区が委託している事業者が「家具転倒防止器具」を無料で取り付けます。地域のたすけあいネットワーク（地域の手）制度にご登録されている方は、特例給付をご利用できます。

○家具転倒防止器具を無料で設置できる数

一般給付：3か所まで

特例給付：一般給付を受給した世帯…3か所
初めて給付を受ける世帯…6か所

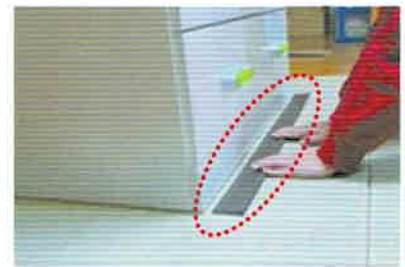
※申し込みは、一般給付、特例給付ともに1世帯1回です。
※家具、壁の構造により、取付ができない場合があります。

○対象者・対象世帯

- ①65歳以上のみの世帯
- ②「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方がいる世帯
- ③「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯



突っ張り棒
家具を固定し、転倒しにくくします。



転倒防止板
家具の下に敷くことで、すべりにくくし、転倒を防止します。

お問い合わせ

①に該当する方

高齢者在宅支援課高齢者見守り連携係 電話：03-3312-2111 FAX：03-5307-0687

②③に該当する方

障害者施策課障害者福祉係 電話：03-3312-2111 FAX：03-3312-8808

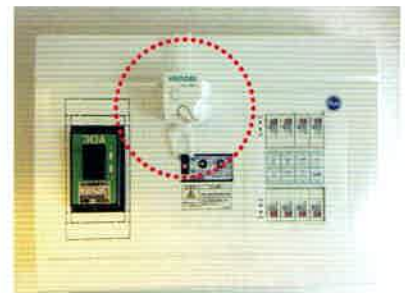
杉並区感震ブレーカー設置支援事業

地震災害時の電気火災を防止するため、震度5強以上の地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める簡易型感震ブレーカーの設置助成を行っています。

○対象者・対象世帯

杉並区に居住し、以下の①～④のいずれかに該当する方は無料で設置できます。

- ①65歳以上のみの世帯
- ②「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方がいる世帯
- ③「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯
- ④地域のたすけあいネットワーク（地域の手）制度登録者のいる世帯



感震ブレーカー
地震を感知すると、自動的にブレーカーを落とす補助器具です。

お問い合わせ

杉並区役所危機管理室防災課 電話：03-3312-2111 FAX：03-3312-9402